

平成17（2006）年12月9日 総務消防常任委員会
税制改正について

No.17 灰垣委員

今までいろいろ議論がありましたけれども、私はどちらかという理解しますという立場で、ちょっとお話をさせていただきます。

改めて、65歳以上の方が非課税の措置の廃止という、こういった提案ですけれども、時代の変化もありますし、現役世代と高齢者間の不公平性という部分から、現在は公平性を持っていくという時代の背景もあると思います。そういう観点からも、また緩和措置も設けられていますから、そういう意味で私は理解できると、こう思っております。

先ほども、16年度の試算で影響を受ける方の4,600人ですかね、それから、来年7,200万円ということで、3年後には2,170万円、こういう増収があるわけです。中村委員もおっしゃってましたけれども、これが市としての720万円というのはわずかだという、こういうことになるんでしょうけれども、負担された方にしたら、大きな金額でもありますから、そういう意味では、この税金がどのように使われるかという、当然、言うまでもありません。税金というのは市民生活の向上のためにあるもので、これが目的であると思っておりますので、市としてこの税金をどのように生かしていけるか、ここ真剣に考えて、条例改正で影響受けるかという形の理解をいただけるような視点に立って、この政策の執行をしていただきたいと、このように思っておりますけれども、市としてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

No.18 畠中財務部長

市の施策の中でこの増収分についてどう生かしていくのかというご質問でございます。

今現在、財務部といたしましては、次年度の予算編成を行っている最中でございますけれども、歳入におきましては市税とか、あるいは地方交付税を合わせた一般財源ベースでいきますと、やはり引き続き厳しい状況が今後とも続くということもございまして、それから、三位一体改革の関係もありますので、それも合わせた影響額というのは非常に大きなことになってまいります。

その一方、本市の人口構造が非常に急速な高齢化が進んでおりまして、それに伴って国の制度も変わります。介護制度であるとか、あるいは医療の関係、あるいは福祉の關係の諸経費を中心に、次年度もこれらの経費が大きく伸びることが見込まれております。

したがって、今回の税制改正による増収分につきましては、こうした市民福祉の財源の一部に活用できるのではないかとこのように考えております。

また、市民からお預かりいたしました税金につきましては、行財政改革等を進める中で、効果的、効率的な使い方になるように、今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

No.19 灰垣委員

ちょっと飛躍したような例えを引きますけれども、多くの日本人が福祉国家と言えば北欧と、このように答えます。でも税金がすごく高いんでしょうと、こういうふうに言われます。大体北欧といえばデンマーク、スウェーデンが出されますけれども、国民のだれに聞いても、我が国の税金は安いと答える人はまずいないわけです。しかし、それは日本はもちろんのことですけれども、世界じゅうのどの国民でもそういうふうに言うに違いありません。うちは税金が安いんですという人はいないと思うんです。

そこで、重要なことは、デンマークで、では税金を下げて、生活サービスの水準も下げるべきですかと、こういうふうに聞いたときには、国民の大半が、いや、そんな政策には反対ですと、こう答えるのが普通だ、というふうに聞いています。要するに、税の見返り感がきっちり実感できるという、税金を払った後の所得で豊かな生活ができるという現実が実際あります。

また、デンマークに私ちょっと知り合いがおりまして、聞いたら、市民は自分たちの支払った税金で自分たちの町をつくっているという誇りも持っているというふうに聞きました。平均40%以上の所得税ですし、20%を超える消費税の、こういうものが意味するものは、それだけの税を市民がすべて信頼して託せる政治、行政という、国にそういうのが根づいてるというふうに思うんです。国から地方へという流れの中で、地方交付税の今後の成り行きも不透明でございますし、そういう意味でも、今後は地方の判断というのが非常に大事になってくると、このように思います。

市民から預かった税金を有効に使ってこそ、市民の理解も得られて、本当に役に立つ市役所であると、こういうふうに言われるんじゃないかなと思ってます。

今、財務部長からご答弁いただきましたけれども、全庁的にそういう税金の重みというか、そういうのを真摯に受けとめていただいて、今後の施策の実現に向けて取り組んでいただきたいなということを一言申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。